

審 査 基 準 整 理 票

処分名	出土した文化財及び埋蔵文化財に関する資料の熟覧等使用料の減免		
根拠法令名	大津市埋蔵文化財調査センター条例	(条項) 第 5 条	
基準法令名	大津市教育機関に係る施設の使用料及び利用料金の徴収等に関する規則	(条項) 第 4 条第 1 項及び同条第 3 項	
所管部署	市民部文化財保護課埋蔵文化財調査センター		
標準処理期間	7 日	法定処理期間	
<p>【審査基準】 ・文書の名称【 】</p> <p>・掲載図書等【 】</p> <p>・内容 <input checked="" type="checkbox"/>全部記載 <input type="checkbox"/>一部・項目のみ記載</p> <p>【使用料の減免基準】</p> <p>出土した文化財及び埋蔵文化財に関する資料の熟覧等使用料の減免は、大津市教育機関に係る施設の使用料及び利用料金の徴収等に関する規則第 4 条第 1 項及び同条第 3 項に規定する場合に該当することを基準とする。</p>			

参 考

【根拠法令】

大津市埋蔵文化財調査センター条例

第5条 市長は、特に必要があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

【基準法令】

大津市教育機関に係る施設の使用料及び利用料金の徴収等に関する規則

第4条 教育施設の使用料は、次の各号に掲げる場合に当該各号に定める額を減免する。

- (1) 本市及び大津市教育委員会が主催又は共催する事業に使用する場合 全額
 - (2) 公共的な団体又は機関が、各教育施設の設置目的に応じた事業で公益に資すると認められるものに使用する場合(博物館の企画展示室を使用する場合を除く。) 全額
 - (3) 市内に所在する義務教育諸学校、幼稚園、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条第1項に規定する児童福祉施設(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。)第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園を除く。)及び児童福祉法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等を行う事業所並びに認定こども園法第2条第6項に規定する認定こども園(幼稚園及び児童福祉法第39条第1項に規定する保育所であるものを除く。)が実施する事業に使用する場合 全額
- 3 前2項に定めるほか、教育施設の使用料を特に減免する必要があると認める場合及びその額は、その都度市長が定める。

※ 審査基準の内容すべてを記載することができないときは、当該審査基準が記載された図書等の縦覧をもって代えることができる。